

太田市消防団運営交付金交付要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成17年太田市規則第250号）第2条に規定する消防団本部、分団及びラッパ隊の円滑な運営を図るため、これらに交付する交付金（以下「交付金」という。）に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 交付対象となる交付金の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 消防団本部運営費 本部員会議その他消防団本部運営に関する事業
- (2) 分団運営費 機械器具置場詰所及び消防車の維持管理その他分団運営に関する事業
- (3) ラッパ隊運営費 ラッパ隊訓練及び各種行事その他ラッパ隊運営に関する事業

2 交付金の名称、交付団体、交付金額の算定基準及び交付時期は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。ただし、この要綱に定める運営交付金の支給等にあつては、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付金の名称	交付団体名	交付金額の算定基準	交付時期
消防団本部運営費	消防団本部	1,470,000円 団員数割 1人当たり 12,500円	4月・10月
分団運営費	分 団	分団割 1分団当たり 60,000円	
		部 割 1部当たり 50,000円 団員数割 1人当たり 12,500円	
ラッパ隊運営費	ラッパ隊	200,000円	

備考

- 1 分団割、部割及び団員数割の団員数（太田市消防団条例（平成17年太田市条例第246号）第4条第1項の機能別消防団員の数を除く。）は、毎年4月1日現在のものとする。
- 2 分団運営費は、分団割、部割及び団員数割の合計額とする。
- 3 ラッパ隊運営費は、活動状況等により減額し、又は支給しない場合がある。